

2020年4月6日

新入生・保護者の皆様

奈良女子大学附属中等教育学校

校長 内田 忠賢

新入生の皆様へのお知らせ

春暖の候 皆様におかれましてはますますご健勝のことと存じます。

生徒の皆さんは、入学を前にして期待に胸ふくらませていることと思いますが、新型コロナウイルス感染症が収束する気配が見えず、近隣府県を含めて大都市圏ではさらに感染拡大が心配される状況にあります。そこで、4/9（木）に予定している入学式について、下記のとおり本校の具体的な対応をお知らせします。

記

1. 入学式は予定どおり、4/9（木）に実施します。保護者の入学式参加は、同居のご家族2名までとします。
2. 受付は、9：00～9：20 とします。早く来すぎないことにご留意ください。
3. 感染防止の措置として、車での登下校を推奨します。校内に駐車していただく場所を確保しています。9時までは車の中で待機していただければと考えています。
4. 登校されるとすぐに第2体育館に生徒・保護者ともにお入りください。上靴を持参することを忘れないようにしてください。
5. 第2体育館入口で靴袋を配布しますので、生徒の皆さんは靴を持って指定された席に着いてください。保護者の皆様は体育館後方で教育後援会の入会手続きをお願いします。
6. オリエンテーションでは、教育後援会の入会申込書と入会金2万円を持参していただくことにしていましたが、入会金の徴収はせず、入会申込書のみ受付でお渡しください。入会申込書と引き換えに振替確認書をお渡しします。また、「教育環境整備費と教育後援会活動費の承諾書」（封筒）をご提出ください。
7. 入学式で集める書類は必ず生徒のみなさんが持っておいってください。

「学校用提出書類」（封筒）には①～⑩を入れてください

- ①社会科入学前課題解答用紙
- ②理科入学前課題
- ③誓約書
- ④保証書（授業料等の債務に関して）
- ⑤保証書（身上に関する）
- ⑥携帯電話・スマートフォン等持込届（必要な場合のみ）
- ⑦生徒個人調査票（別紙厚紙）
- ⑧緊急連絡方法と自宅付近略図（別紙厚紙）
- ⑨住民票（担任→事務室）☆
- ⑩生協加入申込書☆

※ 上記☆印の文書も入れてください。

※ 組・番号・名前を必ず記入してください。

「保健室用」(封筒)には⑪～⑮を入れてください

⑪保健調査票

⑫運動器に関する保健調査票

⑬個人情報提供等に関する承諾のお願い

⑭生徒の作成した作品の著作権ならびに生徒の肖像権に関する承諾書

⑮日本スポーツ振興センター加入同意書

※ 組・番号・名前を必ず記入してください。

8. 式が始まる前(9:20～9:40)の時間に上記7の封筒を回収します。

9. 入学式会場(第2体育館)は、当日、すべての扉を開放して行いますので、防寒のため、上着を着用したままで式に参加してもよいことにします。

10. 教科書・副教材は、各自の席の下に置いてありますので、忘れずに持ち帰ってください。持ち帰り用の大きめの袋も持参してください。

以上

《入学式以後について》

生徒の感染リスクを可能な限り減らすことを第一とし、本校の場合は、奈良に立地はしていますが、生徒の通学域は大阪、京都も含まれ、大阪・京都から公共交通機関を利用して通学してくる生徒も多く、その利用(特にラッシュ時の)は感染リスクの最大の要因と考えています。その意味で、大阪府や京都府の現状(「感染拡大警戒地域」)やその地域の教育委員会の判断を踏まえることが必要となります。その一方で、長期にわたる休校措置が生徒に与える影響(学習面、生活面)も考慮した対応が必要と考えています。

上記の考え方に立って、4/10(金)～5/6(水)まで臨時休校とします。

部活動等の自主活動もすべて中止となります。ただし、登校日を設定し、健康チェックや課題提出などを行います。学習保障の観点に立って、在宅でのオンライン学習を順次進めていきます。登校日等を設定しますが、各自地域の感染状況を確認して、ご家庭で相談の上、登校してください。感染拡大防止の観点から車での登下校を推奨します。登校に際しては、うがい、手洗いの励行、マスク等の咳エチケットなど、確実に行っていただくようお願いいたします。登校日については、入学後にお知らせします。

《新型コロナウイルスに感染した場合について》

① 生徒本人またはご家族が感染した(感染が疑われる)場合、すぐに学校に連絡してください。

TEL 0742-26-2571 FAX 0742-20-3660 mail 08nwuss@roseleaf.nara-wu.ac.jp

② 「新型コロナウイルス感染症発生時の学校の対応について」<奈良県版>をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症発生時の学校の対応について

<奈良県版>

児童生徒等または教職員の感染が判明



消毒作業のため、学校の全部の臨時休業を実施(1~2日)



●臨時休業中に実施すべき事項

<学校>

- ・ 全児童生徒等並びに教職員の健康状態の把握
 - ・ 当該児童生徒等の学校内における活動の状況把握 等
- ⇒管轄の保健所等へ報告

<学校の設置者>

- ・ 地域における感染状況の把握
 - ・ 感染経路の把握 等
- ⇒県の衛生主管部局等と連携し、その後の臨時休業の規模(全部または一部(学年・学級等))や、学校再開の時期等について検討



感染した児童生徒等並びに教職員、
及び濃厚接触者の出席停止のみ
(学校保健安全法第19条)



学校の全部または一部の臨時休業
の実施
(学校保健安全法第20条)

※ 今後、どこかの地域でオーバーシュート(爆発的感染者急増)が生じた場合には、3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)で示された見解に基づき、対応することとなる。